

損害保険のご案内

安心して、糸崎倉庫のコンテナをご利用いただくために、お客様の収納物品には保険をかけていただきます。保険の事務手続きは糸崎倉庫が代行いたします。
糸崎倉庫がお客様のためにご用意しました保険の契約内容は次のとおりです。

- 1 保険の種類・・・・・・・・・・トランクルーム拡張危険補償特約
- 2 保険契約者・・・・・・・・・・糸崎倉庫株式会社
- 3 保険請求事務手続き等・・・・・・・・糸崎倉庫株式会社
- 4 保険期間及び保険対象範囲・・・・糸崎倉庫の施設に搬入した日から搬出する日まで、お客様から引受後お客様へ引渡しするまでの輸送中の事故、施設内での事故に限ります。
- 5 保険金支払対象となる場合
 - ① 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含む）に生じた事故に伴う、漏水、放水又は溢水による水漏れ等の損害
 - ② 倉庫業者の業務に従事中の倉庫業者、又はその使用人の作業上の過失又は拙劣による事故によって、当該作業中に生じたき損傷の損害。
 - ③ ねずみ喰いの損害
 - ④ 盗難（強盗・窃盗又はこれらの未遂）によって生じた盗取、き損、汚損の損害
- 6 保険金支払対象とならない場合
 - ① 事故発生後 60 日以内に知ることができなかった損害
 - ② 保険の対象を引き渡す際、又は引渡し後に発見された損害
 - ③ 保険の対象の紛失の損害
 - ④ 保険の対象の自然の消耗、性質による変色、変質、ひび割れ、ゆがみ、むれ、かび、さび腐食、腐敗その他これらに類似の損害
 - ⑤ 保険の対象が屋外にある間に生じた、盗難による損害
- 7 小損害額の控除
損害保険金として支払うべき損害の額は、1 回の事故につき、損害の額から 3 万円を差し引いた残額とします。
- 8 保険の対象となる収納物品
 - ・ タンス、書棚、食器棚、ベッド、ジュウタン、台所用品、食器、その他家具類
 - ・ 冷暖房器具、ステレオ、カラオケ、その他電気器具類
 - ・ 和服、洋服、身の回り品、その他衣服類
 - ・ 自転車、子供の遊具、園芸用具類
 - ・ ロッカー、書類庫、パテーション、机、イス、金庫、コピー機、ワープロ、その他事務用機器
 - ・ 事務文書、書類、帳簿、書籍、図面等
- 9 保険の対象とならない収納物品
商品として販売する物品類
- 10 保険価額
お客様の申出金額（ご利用申込時の価額）とします。
- 11 保険料のご負担

収納物品の価額	保 険 料
1 コンテナ 100 万円まで	ご利用料金に含まれていますのでお客様のご負担はありません。
1 コンテナ 100 万円以上 200 万円までの場合	お客様にて 100 円をご負担願います。